

岡ス少発第 61 号
令和3年10月29日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
岡山県スポーツ少年団
本部長 延原良明
(公印省略)

「岡山県秋のリバウンド防止期間」終了に伴うスポーツ少年団活動について

平素から、スポーツ少年団の諸事業につきましては、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県下に発表されていた「秋のリバウンド防止期間」が10月31日(日)をもって終了することに伴い、11月1日(月)以降のスポーツ少年団活動については、下記のとおりといたしますので、貴管下スポーツ少年団への周知徹底をお願いいたします。

なお、県内の感染状況及び国や県の方針に変化があった場合は、対応等の変更や追加を行います。

記

○ 対応

すべてのスポーツ少年団活動(練習、対外試合、研修会等)は、通常どおり実施できることとするが、以下の事項を遵守すること。

- (1) 各市町村及び競技団体の定める感染症対策を十分に行うこと。
- (2) 活動時間内において飲食及び更衣を行う際は、密閉・密集を避け、マスクの着用や会話を控えるなどの工夫すること。
- (3) 軽微であっても、発熱・せきなど、体調が良くない場合は活動に参加させないこと。
- (4) 団員及び保護者の意思を尊重し、活動への参加を強要しないこと。